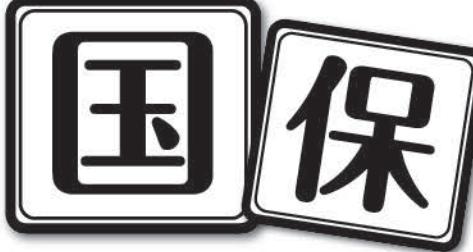




皆野町けんこう大使
み~な



からの
お知らせ

保険証の一斉更新

お手持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は平成30年9月30日です。新しい保険証を9月中旬に簡易書留で発送します。

9月中に届かない場合は、町民生活課までご連絡ください。

期限切れの被保険者証は原則としてお返しください。



国保税は世帯主に課税

国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に入加入していないなくても、世帯の中に一人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

世帯主は忘れずに保険税を納めてください。

国保税を滞納すると、次のような措置があります

①督促・催告・延滞金の徴収

納期限を過ぎると督促や催告を行い、延滞金を徴収します。

②短期被保険者証の交付

有効期限の短い保険証が交付されます(有効期限は3か月・6か月などです)。

有効期限ごとに更新手続きが必要です。この場合、納付相談を受けなければなりません。

③資格証明書の交付

相当期間滞納し、納付相談などに応じない場合交付します。

医療費の負担割合は10割です。その後の手続きで、自己負担分は払い戻しますが、滞納している税に充てます。

こうした事態を避けるためにも、**納税が困難な場合、まずは、納付相談を受けましょう！**

④高額療養費など保険給付の差し止め

高額療養費の現物給付(限度額適用認定)を受けることができません(高額となる医療費を全額支払うことになります)。

保険給付がある場合、個人に払い戻す額から滞納分を差し引きます。

⑤特別な取扱い

○財産・給与などを差し押さえます。

○保健事業や福祉事業などの給付が受けられないなど、厳しい措置をとることがあります。

問合せ (資格・給付に関すること) 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232
(国保税に関すること) 税務課 課税担当・収納担当 ☎62-1461